

議案第七十三号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を  
求める。

平成元年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年六月二十拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

団員	部長及び班長	副分団長及び副分団長	副団長	団長
六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇円
一四〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇円
二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇円
二六〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇円

五五〇、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円
四九〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇
四三〇、〇〇〇	五八〇、〇〇〇
三八〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇

を

副分団長	分団長	副団長	団長
九〇	九五	一〇〇	一一〇千円
一八〇	一九〇	二〇〇	二二〇千円
二四五	二六〇	二七五	三二〇千円

三五〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇
---------	---------

四三五	千円	五八五	千円	七五〇	千円
三七〇		五二〇		六八〇	
三五〇		四九〇		六四五	
三三〇		四六〇		六一五	
三〇〇		四〇五		五五〇	
二七五		三七〇		五二〇	

に改める。

部長及び班長	八〇	一六〇	二二〇
団員	七〇	一五〇	二一〇

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という）。

（別表の規定は、平成元年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 平成元年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払いとみなす。